

20南管財第1692号  
平成20年12月26日

関係各位

南島原市長 松島 世佳  
(公印省略)

### 南島原市建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について

南島原市建設工事標準請負契約書第25条第5項の規定(単品スライド条項)について、下記のとおり適用資材を追加することとしましたので、お知らせします。

#### 記

1. 適用年月日

- ・平成21年1月1日

2. 適用資材(追加)

- ・アスファルト類(合材・乳剤・スレートアスファルト・改質アスファルト等)

3. 対象となる工事

- ・適用資材を含む工事で、かつ、以下の ~ の全てに該当する工事  
契約工期の工期末が適用年月日以降の工事  
請負代金額250万円以上の工事  
工期末の60日前までに同条項に基づく請負代金額変更の請求があった工事  
協議開始の日までにスライド額の算定に必要な証明書類の提出がなされた工事

4. 対象としない工事部分

- ・同条項に基づく請負代金額変更の請求日以前に既済部分検査が完了している工事部分

## 5. スライド額の算定方法

### (1) スライド額算定の対象とする資材の判定

アスファルト類に該当する材料の価格高騰による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、アスファルト類をスライド額算定の対象資材とする。

### (2) スライド額の算定式

アスファルト類の価格高騰による変動額( (1) でアスファルト類が対象資材となる場合) +) 他の資材の価格高騰による変動額( 他の適用資材も対象資材となる場合) -) 請負代金額の1% <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> = スライド額
--

他の適用資材とは、鋼材類及び燃料油をいう。

## 6. 経過措置

### (1) 単品スライド条項の適用に必要な工期の延長等

工期末が平成21年3月31日以前の工事において、受注者が同条項に基づく請負代金額変更の請求を希望する場合は、受注者は工事請負契約書第21条の規定に基づく工期の延長(ただし3. に該当させるために必要最低限の日数の延長)を発注者に請求できることとする。また、同工事において、発注者が承諾する場合、3. で「60日前まで」としている請求期限を「45日前まで」を限度として縮減する事ができることとする。

[各工期末を有する現契約工事における経過措置のイメージ]

	工期末	~12/31	1/1~1/31	2/1~2/14	2/15~3/31	4/1~
対象(1)	対象外		工期を延長した場合に 対象とすることができる		工期を延長した場合または 発注者が承諾した場合に対 象とすることができる	経過措置 の対象と ならない